

男女共同参画担当事業

■ 会議

1 墨田区男女共同参画推進委員会 【プラン基本目標4】

(1) 全体会

①第1回委員会（5月14日）

- ・男女共同参画推進事業の令和6年度実績及び令和7年度計画について
- ・部会の活動について

②第2回委員会（6月11日）

- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況について
- ・部会活動報告

③第3回委員会（8月27日）

- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況について
- ・意見交換会について

④第4回委員会（令和8年2月3日）

- ・部会活動報告について
- ・ワーク・ライフ・バランスセミナーについて

(2) 部会

①意見交換会部会

5月14日、6月11日、8月27日の3回開催

②プラン評価部会

5月14日、6月11日、7月23日、8月27日の4回開催

2 墨田区男女共同参画推進本部会議

①第1回 6月 書面開催

- ・「墨田区男女共同参画推進プラン」進捗状況及び所管課評価について

②第2回 9月 書面開催

- ・「墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書」令和6年度実施状況評価について

3 墨田区男女共同参画推進本部幹事会

①第1回 4月4日

- ・墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）進捗状況調査及び所管課評価の実施について

②第2回 5月 書面開催

- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況及び所管課評価について

③第3回 8月 書面開催

- ・「墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書」令和6年度実施状況評価について

4 墨田区女性活躍推進協議会

令和8年2月3日

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正について
- ・東京都～男性の家事・育児実態調査2025～について

5 墨田区男女共同参画苦情調整委員会

(1) 苦情調整委員会

開催なし

* 苦情調整委員

	・女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査
相談事業	・DV相談専用ダイヤル
啓発記事	・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防 ・男女共同参画週間 ・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発
事業開催告知・参加者募集	・ワーク・ライフ・バランス・セミナー ・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業
事業実施報告	・意見交換会 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー

2 意見交換会の開催

【プラン基本目標4】

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民等の意見を聴取し、墨田区男女共同参画推進委員会において区の施策につながる意見を発言していただくため、区民等との意見交換会を実施した。

令和7年11月8日（土）午後2時～4時

会場：すみだ共生社会推進センター ホール

テーマ：ワークショップで学ぶ表現のコツ

～お互いの違いを理解しながら、自分の思いを上手に伝える方法を一緒に考えよう～

講師：あなたのSOGIE 西坂 ゆみ氏、鳥羽 弘美氏 ファシリテーター：古野 ひとみ氏

対象者：区内在住・在勤・在学、テーマに関心がある方 どなたでも

参加者数：21名 一時保育：3名

3 固定的な性別役割分担意識の解消

【プラン基本目標1 施策の方向（1）】

男女共同参画に関するリーフレットの配布

配布対象：区内中学3年生（1, 310名程度）卒業式前、
20歳向け（1, 450名程度）はたちのつどい

配付：中学3年生向け・・・男女共同参画啓発冊子、男女共同参画のためのチェックシート、デートDV防止カード

20歳向け・・・男女共同参画啓発冊子、デートDV防止カード

4 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援

(1) DV防止相談ステッカーの配布・貼付

【プラン基本目標3 施策の方向（1）】

令和7年度より衛生面への配慮及びカード持参の発覚によるリスク回避のため、カードからステッカーへ変更した。ステッカーは、各施設のトイレの鏡等に貼付してもらい、2次元コードにより区公式ホームページ等DV相談窓口への連絡先情報にアクセスできるものとした。

ステッカー配布・貼付依頼先、枚数

- ・墨田区歯科医師会 150組（ステッカー2枚）
- ・区庁舎内男女別各トイレ（地下1階～17階）、庁舎内多目的トイレ 各1枚
- ・区出先施設（37施設 各トイレ1枚）

(2) DV相談専用ダイヤル

12月～

コールセンター方式（委託）：DVに悩む区民が、予約不要で専門の相談員に電話で相談できる。

(3) 配偶者暴力相談支援センター機能整備

(2)の設置にあわせ開設

DV相談証明書の発行や保護命令の申立てに関する支援等の実施

5 就業及び中小企業・商工業における男女共同参画の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

【プラン事業番号66】

①「クォーター制と女性活躍推進 ～法的視点からのアプローチ～」

日時：6月17日（火）・18日（水） 午後2時～4時

会場：江東区亀戸文化センター 第1・2研修室

対象者：使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

内容：【1日目】クォーター制について

- ・クォーター制の歴史と国際事例
- ・日本におけるクォーター制の現状と課題
- ・日弁連の副会長クォーター制の導入意義とその効果

【2日目】女性活躍推進のために

- ・クォーター制の可能性と法的枠組み
- ・クォーター制と女性活躍推進
- ・企業への導入事例等

講師：弁護士 松本 三加氏

参加者：30名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

②「アンコンシャス・バイアスに気づき、キャリアの可能性を広げる

～自分らしい働き方を見つけるための2日間～

日時：9月10日（水）・17日（水） 午後2時～4時

会場：江東区亀戸文化センター 第1・2研修室

対象者：労働者、テーマに関心のある方

内容：【1日目】男女平等社会における雇用の現状を知る ー働き方を取り巻く環境

- ・男性が女性より休業や時短勤務を取りづらい背景
- ・男性の家事分担がもたらす好影響
- ・女性が直面するキャリアの課題
- ・女性の社会進出がもたらす好影響

【2日目】未来を拓く ー自分らしい働き方を見つけるためのヒント

- ・アンコンシャス・バイアスとは？具体的な事例を通して理解を深める
- ・自分を知る（自己対話を通じて無意識の思い込みに気づく）
- ・ロールモデルについて知り、活用する
- ・自分らしい働き方を実現するための具体的なステップ
- ・継続的な学びと成長のためのヒント

講師：株式会社フィスメック取締役EAP事業本部長

／公認心理師・臨床心理士・シニア産業カウンセラー 樺沢 敏紀氏

参加者数：45名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

③「再確認！ 2025年育児・介護休業法改正のポイントと実務対応

ー両立支援から多様な働き方実現へー

日時：令和8年2月10日（火） 午後2時～3時半

会場：すみだ共生社会推進センター ホール

対象者：企業経営者・管理職・人事労務担当者、テーマに関心のある方

内容：育児・介護休業法改正（2025）のポイントや実務で押さえるべき点の再確認

講師：特定社会保険労務士、産業カウンセラー、二級キャリアコンサルティング技能士

小笠 博子氏

参加者：7名

(2) 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業

【プラン事業番号68】

令和7年度：実績なし ※令和7年度末で廃止

(3) 女性デジタルカレッジ事業（基礎及び応用コース） 【プラン基本目標2施策の方向(2)】

オフィスソフト等の基礎講座を実施し、女性の再就職支援をする。

日時：令和7年11月3日～11月21日（土・日除く） 午前10時～午後3時

会場：すみだ産業会館 会議室5

参加者：12名 保育：1名（会議室3）

6 意思決定過程への女性の参画推進

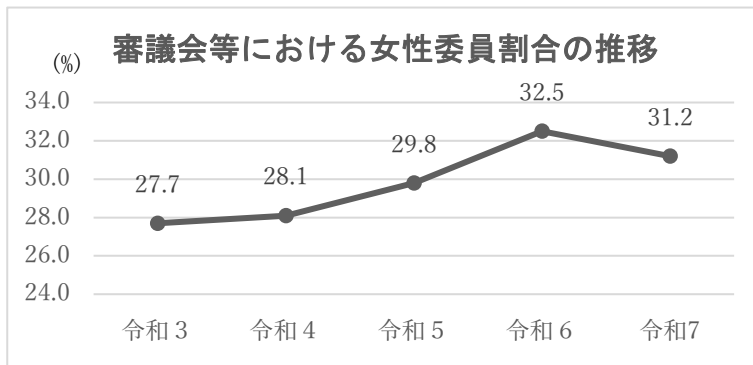
【プラン事業番号87】

(1) 審議会等への女性委員の任用拡大への働きかけ

審議会等への女性委員の任用拡大に対する働きかけを文書等で行った。

対象：全所管課に通知

（各年度4月1日現在）



● 附属機関（地方自治法に基づく審議会等）

● 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※上記を合わせたもの。令和6年度より、充て職のみで構成する審議会等を除く。

(2) 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

① 審議会等における女性委員任用調査（内閣府・東京都の調査）・・・5月（毎年実施）

② 公表先：区ホームページ、墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

7 区役所における男女共同参画への意識高揚及び女性登用の促進

啓発誌「きらめき」の庁内イントラ配信

【プラン基本目標1施策の方向(1)】

① No.79 6月発行

- ・ 女性活躍推進法の期限が10年間延長されました
- ・ ジェンダー・ギャップ指数が公表されました
- ・ 審議会等への女性委員の登用について
- ・ Girls Meet STEM in TOKYO ～女子中高生向けオフィスツアー
- ・ 男女共同参画週間

② No.80 3月発行

- ・ 意見交換会について
- ・ ワーク・ライフ・バランスセミナーについて
- ・ 配偶者暴力防止法改正（令和7年12月）

8 男女共同参画推進のための庁内進行管理

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（毎年実施）

- ・ 4月：施策に係る事業所管課による自己評価の実施
- ・ 10月：調査結果と評価の公表

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書発行

（180冊作成：関係各課、推進本部、議会（データ）、区施設、国、都、都内他区配布）

●令和8年度 事業計画

男女共同参画担当事業

1 主な事業

(1) 「男女共同参画推進プラン（第6次）」の事業評価と施策の推進

① 4～5月：墨田区男女共同参画推進プラン令和7年度進捗状況調査（所管課評価）

※令和7年度実施事業について、男女共同参画の視点からの指標に基づく所管課評価を行う。

② 6～8月：推進委員会による第三者評価実施

※所管課のプラン進捗状況報告（評価含む）を総合的に評価し、プランの実効性を高める。

③ 9～10月：男女共同参画推進プラン進捗状況報告書の作成

※条例第12条に基づき、プランの進捗状況について報告書を作成し、HPへ掲載する等区民に公表する。

(2) 意見交換会の開催

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民の意見を聴取し、その上で男女共同参画推進委員会において区の施策に繋がる意見をいただくことを目的に、区民との意見交換会を実施する。

2 会議

(1) 墨田区男女共同参画推進委員会

年4回（5月13日、6月10日、8月19日、1月27日予定）

(2) 墨田区男女共同参画推進本部会議

年2回

(3) 墨田区男女共同参画推進本部幹事会

年3回

(4) 墨田区男女共同参画苦情調整委員会

案件発生毎に開催

(5) 墨田区女性活躍推進協議会

年1回以上、推進委員会にあわせて開催

3 DV（ドメスティックバイオレンス）防止に係る対応【プラン基本目標3施策の方向(1)】

(1) DV防止・啓発活動

DV防止相談カードの医療機関等への配布、区公式HPや啓発紙への掲載を通じて、DVの早期発見への意識啓発に努める。

(2) DV防止連絡会を庁内会議として開催

区の様々な事業を実施する過程でのDV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため関連する部署の情報交換及び意思統一の場とする。

(3) DV相談専用ダイヤル

DVに悩む区民が、専門の相談員に電話で相談できる「DV相談専用ダイヤル」を、令和7年度に引き続き、コールセンター方式で委託により実施する。

(4) 配偶者暴力相談支援センター事務局

地域福祉課ひとり親・家庭相談担当（生活福祉課第二相談係から変更）、すみだ共生社会推進センターと連携し、運営する。

4 啓発

(1) 区報・区公式HP、CATV、Facebook、X、LINE等による情報発信【プラン事業番号1】

(2) 職員向け啓発紙「きらめき」の発行（8月・3月）【プラン基本目標1 施策の方向(1)】

(3) 正しく理解するための情報発信等の実施【プラン事業番号30】

- (4) 職員、教職員への意識啓発【プラン事業番号31】
- (5) 区内事業所向けワーク・ライフ・バランス講演会の実施【プラン事業番号66】
- (6) ワーク・ライフ・バランスガイドの発行【プラン事業番号67】※
- (7) 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大への働きかけ【プラン事業番号87】

5 調査

- (1) 審議会等における女性委員任用調査〔内閣府・東京都の調査〕(6～7月)
- (2) 男女共同参画に関する職員意識調査の実施(8月頃)【プラン事業番号9】※